

鹿児島県環境林務部における総合評価落札方式（試行） の見直しの概要について

1 主な改訂内容

マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）の施行に伴い、令和6年12月2日以降健康保険証の新規発行が行なわれなくなることから、雇用関係等を確認する資料について、下記のとおり取扱うこととする。

ただし、令和6年12月1日時点で有効な健康保険証は、有効期限まで（最長令和7年12月1日まで）雇用関係等を確認する資料として用いることも可能とする。

2 雇用関係等を確認する資料

現 行：「健康保険被保険者証」等の写し

見直し後：「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」等の写し

3 確認資料の例

- ・「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し
- ・「被保険者記録照会回答票」の写し
- ・有効期限前の「健康保険被保険者証」の写し

4 適用年月日

令和6年12月2日以降

(現行) 健康保険被保険者証



(見直し) 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

〇〇市 〇〇町 〇〇-〇〇
株式会社 〇〇〇
〇〇 〇〇 様

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

事業所整理記号 01-アウ

事業所番号 123456

被保険者 整理番号	被保険者氏名				※1 資格取得年月日	標準報酬月額	
	※1 生年月日	※2 種別(性別)	※3 取得区分	被保険者 区分	基礎年金番号	郵便番号	被保険者住所
〇〇〇	〇〇 〇〇〇				R〇.〇.〇	健保：〇〇〇千円	厚年：〇〇〇千円
	H〇.〇.〇	1(男)	1(新)		〇〇-〇〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇	〇市〇〇〇〇〇〇〇〇

※1 元号 S：昭和 H：平成 R：令和

※2 種別(性別) 1(男)：男性 2(女)：女性 3(坑)：坑内員 5(基男)：男性(基金加入)
6(基女)：女性(基金加入) 7(基坑)：坑内員(基金加入)

※3 取得区分 1(新)：新規加入 2(再)：再取得 3(共)：共済組合 4(船)：船員保険 5(新)：新規取得
6(再)：再取得

上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がされたので通知します。

令和〇年〇月〇〇日

日本年金機構理事長
(〇〇年金事務所)

※赤枠はマスキング項目